

社会福祉法人育成会 行動計画

【次世代育成支援対策推進法】

全ての職員がその能力を発揮できるよう雇用環境の整備を行うとともに、地域の次世代育成支援対策に貢献するため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日まで

2 内 容

◎目 標 (1) 毎年1月1日から12月31日までの間に、年次有給休暇の取得率を法人全体で平均40%以上とする。

(2) ノー残業デーを設定、実施する。

◎対 策 (1) 令和2年4月～職員の年次有給休暇を促進するため、年1回10月末時点の実態調査を実施し、職員会議等で公表し啓発を図る。

(2) 毎月土曜日の1日をノー残業デーとし、掲示物や職員会議等で周知し、啓発を図る。実態調査を毎月行う。

行動計画 策定日 令和4年3月 8日

掲示日及び公開日 令和4年3月22日